

福岡県コロナ対応型木質リノベーション推進事業補助金(第2期)交付要綱

制 定 3林振第3975号
令和4年1月5日

(通則)

第1条 福岡県コロナ対応型木質リノベーション推進事業補助金(第2期)(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱(令和2年6月22日総行政第148号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 ウィズコロナ社会に対応したリノベーションにおいて、感染防止に配慮した木質化を進めることにより、民間非住宅分野における県産木材の利用を促進することを目的とする。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助事業」という。)、経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助金の交付申請手続)

第4条 補助事業を実施しようとする者(以下、「事業主体」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号を2部知事に提出しなければならない。

2 事業主体は前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第5号により事業主体に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合は、必要に応じ、条件を付することができる。

(事業変更等の承認)

第6条 事業主体は、補助事業等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に様式第1号を2部提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に規定する軽

微な変更を除く。

- 2 前項に定める軽微な変更は、別表 1 の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。
- 3 知事は、第 1 項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 4 第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第 7 条 事業主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 6 号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第 8 条 事業主体は、補助事業の遂行状況について、令和 4 年 11 月 30 日現在における状況を令和 4 年 12 月 10 日までに様式第 7 号により知事に 2 部提出しなければならない。

ただし、令和 4 年 12 月 10 日までに第 10 条に定める実績報告を提出する場合はこの限りではない。

(実績報告)

第 9 条 事業主体は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から 1 月を経過した日又は令和 5 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに様式第 8 号により知事に 2 部提出しなければならない。

- 2 第 4 条第 2 項ただし書に該当する事業主体は、前項の規定により実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書に該当する事業主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により補助金から減額して報告した事業主体については、その金額が減額した額を上回る部分の金額)等を様式第 11 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に様式第 12 号により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 11 条 知事は、事業主体が規則、及び補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合、又は第 3 条第 2 項に規定する団体であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

- 2 事業主体は、第 1 項に該当することとなったとき、又は、該当することが確実と見込まれるときは、すみやかに様式第 13 号により知事に報告しなければならない。

(補助金の経理)

第 12 条 事業主体は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業主体は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 13 条 処分の制限を受ける財産のうち、規則第 20 条第 2 号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、交付対象事業のうち単価 50 万円以上のものとし、同条の規定により知事の定める期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 5 日から施行する。